

## 1 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。)において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、**多様な性に関する都民の理解を推進**するとともに、**パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減**など、**当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる**ため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

### 【用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。
- ・ 「パートナーシップ関係」とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいいます。

## 2 制度の基本的な考え方

### ① 名称

- 制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

### ② 根拠

- 人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

### ③ 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

### ④ 概要

- 手順の概要は以下のとおりとします。
  - 制度対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
  - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
  - 受理証明書は都民サービス等の利用時に活用
- ※ 宣誓・届出及び受理証明書の内容(案)は別紙のとおり
- ※ 当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者の希望に応じて「当事者の子」として受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。
- 手順は、原則オンラインで完結します。
- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

### 3 対象者の要件(詳細)

○ 本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

①

「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。

②

以下の**全て**の条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者(事実婚を含む。)がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く)。

③

以下の条件を満たしていること。

- 双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

※ 上記の要件を満たしている方であれば、国籍は問いません。

## 4 手続の流れ①

- 手続は、原則オンラインで実施します。

データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

### 【オンライン手続について】

- ・ 都が新たに構築する「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム(以下「届出システム」といいます。)」にて、手続を行っていただきます。
- ・ 制度を利用される方は、インターネット接続が可能なPC、タブレット端末又はスマートフォン等を、ご自身の負担で準備いただく必要があります。
- ・ 都は、ユーザビリティ(使いやすさ)の高いシステム構築や、利用者マニュアルの整備等により、利用者の利便性向上に努めます。
- ・ 上記の機器類をお持ちでない等、オンライン手続が著しく困難な方においては、東京都庁(東京都新宿区)にご来訪の上、対面で手続きいただくようお願いします(事前予約制)。
- ・ 届出システムの説明文等は、日本語及び英語で表示可能です。ただし、入力や提出書類は、原則、日本語のみ受付可能とします。また、受理証明書は日本語で発行します。

## 4 手続の流れ②

### ① 届出

- パートナーシップ関係にある二人が、原則、届出システムで必要書類等を届出
  - ※ 宣誓・届出の内容(案)は別紙のとおり
  - ※ 必要書類(案)は6ページのとおり

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効とし、個人情報等を伏せた上で、発行時に付した交付番号等を公表する場合があります。

### ② 受理証明書発行

- 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書を届出システムにより発行
  - ※ 受理証明書の内容(案)は別紙のとおり
  - ※ 個人の性自認及び性的指向を証明するものではありません。
  - ※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」を特記事項欄に記載することが可能です。
  - ※ 不備のない届出を受理してから、原則、10日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)に受理証明書を発行します。
  - ※ 受理証明書の発行手数料はかかりません。
- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書を届出システムにより随時発行

### ③ 変更等の届出

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナーシップ関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合
- その他、届出内容に変更があった場合(子の名前の追加等)

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

## 4 手続の流れ③

○ 届出時の添付書類は以下のとおりとします。

※ 届出日の3か月以内に交付されたものに限り(④本人確認書類 及び ⑦その他、知事が適当と認める書類を除く)。

### ① 婚姻をしていないこと等を証明する書類※

… 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書、在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書(日本語訳付き)等

### ② 住所を確認できる書類※

… 住民票の写し

… 転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類(転入予定の場合のみ)

### ③ 在勤又は在学していることが確認できる書類※

… 在勤又は在学先の法人等が発行した書類(都内在勤又は在学の場合のみ)

### ④ 本人確認書類

… 個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券又はこれらに準ずるものとして知事が認める書類

… 本人確認書類との突合のため、本人確認書類とは異なる本人の顔写真も提出いただく必要があります(対面手続の場合を除く)。

### ⑤ 通称名の確認書類※

… 社会生活上、日常的に通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類等(通称名の記載を希望する場合のみ)

### ⑥ 子の名前の確認書類※

… 住民票の写し(子の記載のあるもの。子の名前の記載を希望する場合のみ)

### ⑦ その他、知事が適当と認める書類

## 5 受理証明書の活用

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。

### 【都における具体的な対応内容】

- ・ 受理証明書により活用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。
- ・ 既に当事者の方々を対象としている都民向けサービス事業については、改めて周知に取り組む等により、当事者の方々がさらに利用しやすいよう環境を整えます。
- ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。
- ※ 各事業の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります(例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等)。

- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

### 【調整の具体的な方向性】

- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が活用できるよう検討します。
- ・ 都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が活用できるよう調整します。
- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を取得されているお二人も、都パートナーシップ宣誓制度への届出を可能とします。

- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生における活用を働き掛けます。

- ・ 都職員の福利厚生制度等における受理証明書の活用も検討します。

## 6 今後のスケジュール

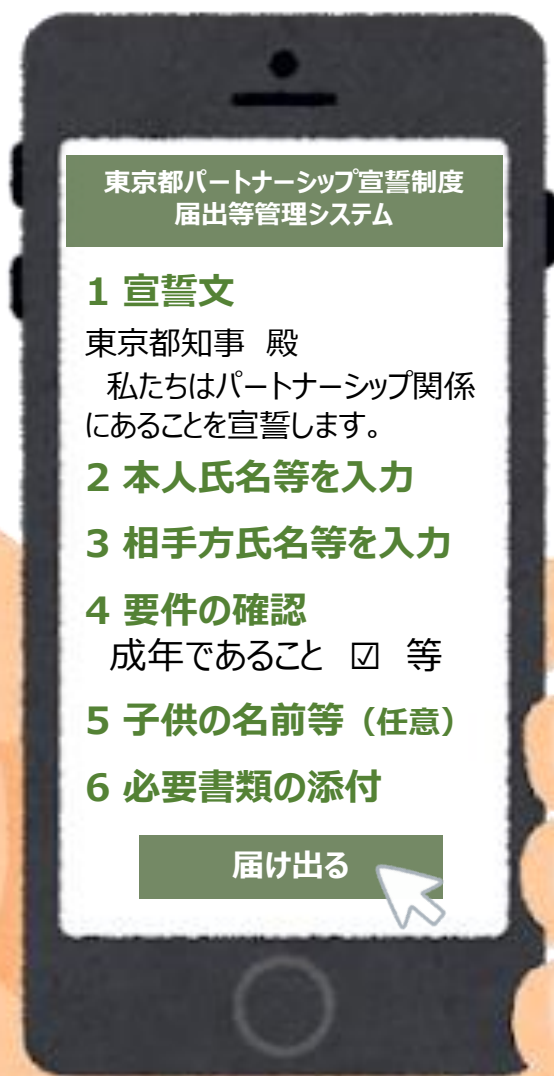
令和4年6月	令和4年第二回都議会定例会にて、人権尊重条例の改正案を提案(予定)
令和4年10月中下旬	届出受付開始(予定)
<b>令和4年11月1日</b>	<b>制度運用開始(予定)</b>

### 【制度運用開始以降の都の取組について】

- ・ 受理証明書の活用先の拡大や本制度に係る周知、多様な性に関する啓発等の推進を図ります。
- ・ 都公式HP等において制度利用者数を公表する等、本制度に関する適切な情報発信を行います。  
※ 本制度利用者に係る個人情報の公表や提供は行いません。



# 【別紙】 宣誓及び届出の内容（案）



## 1 宣誓文

宣誓・届出画面には、予め下記の文章が記載されています。  
「私たちは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に規定するパートナーシップ関係にあることを宣誓します。」

## 2 届出者本人に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 通称名（任意）

## 3 パートナーシップ関係の相手方に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 通称名（任意）
- (3) 届出システム登録時に付与されたID

## 4 要件を満たしていることの確認

要件（制度案3ページ参照）に合致していることを確認し、チェックを入れていただきます。

## 5 子供の名前等（任意）

受理証明書の特記事項欄に子供の名前の記載を希望する場合は、子供の名前及び生年月日を入力していただきます。

## 6 必要書類の添付

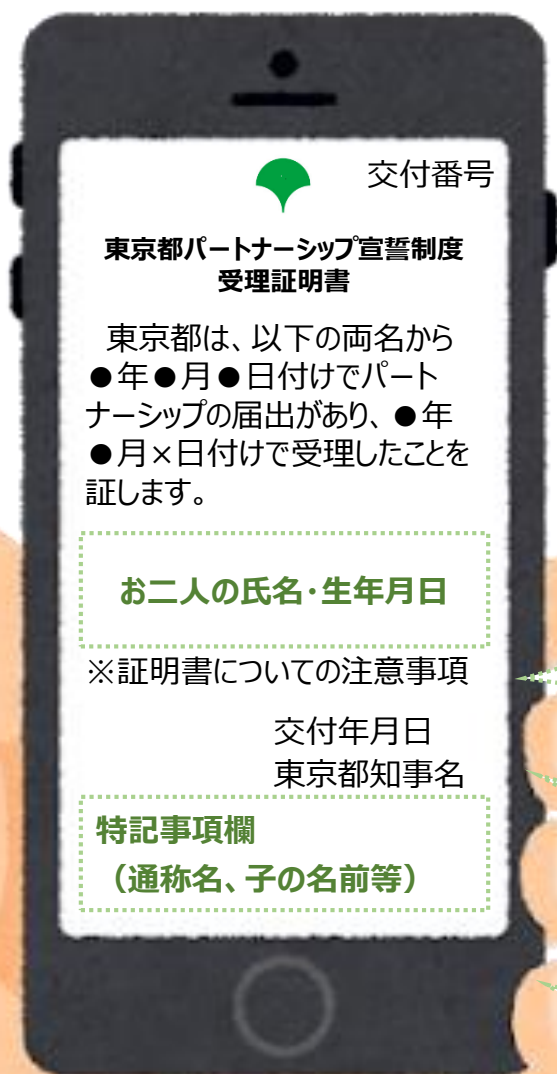
必要書類（制度案6ページ参照）の画像データを添付いただきます。

パートナーシップ関係にあるお二人が、それぞれ届出システムにより手続きを行っていただく必要があります。都は、お二人から不備のない届出を受理してから、原則、10日以内（土・日・祝日・年末年始を除く）に受理証明書を発行します。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。

# 【別紙】 受理証明書の内容（案）



## 1 証明本文

受理証明書には、以下の内容が記載されます。

- ・ 東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
- ・ お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日

## 2 お二人の氏名・生年月日

お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。

## 3 証明書についての注意事項

証明書の提示を受けた方向けの注意事項が記載されます。

- ・ 本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
- ・ 本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないようにしていただきたいこと

## 4 交付年月日及び知事名

証明書の交付年月日と東京都知事名が記載されます。

## 5 特記事項欄

- ・ 希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
- ・ お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます（届出が必要）。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。